

旧			新	
<p>第3 風致・景観の管理に関する事項</p> <p>1 許可・届出等取扱方針</p> <p>「国立公園及び国定公園の許可・届出等取扱要領」（平成6年9月30日環自計第173号、環自国第538号）、「国立公園内における各種行為に関する審査指針」（昭和49年11月20日環自企第570号）及びこれらによらないことができる別紙1「特定地域における特定行為の認定」一覧によるほか、下記の取扱方針によるものとする。</p>			<p>5 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項</p> <p>(1) 許可、届出等取扱方針</p> <p>本地域に係る取扱方針については、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条（特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準（以下「許可基準」という））、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方針について（平成12年8月7日付環自計171号・環自国第448-1号環境庁自然保護局長通知）」（以下「細部解釈等という」）及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領について（平成17年10月3日付環自国発第051003001号自然環境局長通知）」（以下「許可、届出等取扱要領」という）及びこれらによらないことができる「瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（別記）によるほか、下記の取扱方針による。</p> <p>なお、普通地域に関して、要届出行為の取扱方針及び措置命令の処理基準については、「許可、届出等取扱要領」及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について（平成13年5月28日付環自国第212号自然環境局長通知）」（以下「普通地域内処理基準」という）による。</p>	
行為の種類	地区	取扱方針	行為の種類	取扱方針
		記載なし	全ての行為	<p>基本方針</p> <p>当該地域における行為については、以下について留意されたものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観及び人文景観を損なわない。 ・公園利用施設等及び海上からの眺望を損なわない。 ・貴重な野生動植物の生息・生育地内での行為は極力避けること。やむを得ず行為を行う場合は、その生息・生育地の分断等の行為による影響を考慮し、影響を最小限とする措置を講ずること。

1 工作物
(1) 建築物

全地区

① 基本方針

主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望を損なわないよう留意する。また、海岸線に優れた松林を有している地区においては、原則として松林から海岸にかけては常設の建築物の設置は認めないこととする。

② 外観意匠

ア 基本的な考え方

奇抜なデザインは避け、自然公園にふさわしい落ちついた外観意匠とする。

イ 屋根の形態

原則として、切妻、寄棟、又は入母屋型の勾配屋根とする。
なお、屋根勾配は10分の3以上とするが、著しい急勾配の屋根は避ける。

ウ 屋根の色彩

こげ茶色（着色の処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑色（緑青のついた銅板葺を含む。）、暗灰色または黒色とする。

エ 外壁の色彩

茶色系、ベージュ色若しくはグレー色系又は木材等の自然の素材のままの色彩とし、屋根の色彩との調和を図る。

③ 修景緑化方法

別紙2「修景緑化指針」による。

1 工作物
(1) 建築物

①意匠・色彩、構造

奇抜な意匠は避け、自然公園にふさわしい落ちついた外観意匠とし、周囲の風致景観に調和した色彩を用いるものであること。

ア 屋根の形態

切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根であること。屋根勾配は10分の3以上で、著しい急勾配のものではないこと。ただし、特殊な用途の建築物又は敷地を同一とした母屋と必要不可分な車庫や倉庫等の小規模な建築物（建築面積10㎡以下程度とする）にあつてはこの限りではない。

イ 屋根の色彩

焦げ茶系色（着色処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑系色（緑青のついた銅板葺を含む。）、暗灰色系又は黒色とする。木材等の自然素材を使用する場合は極力素材色であること。

ウ 壁面の色彩

茶系色、灰色系若しくはベージュ系系統色又は木材等の自然素材の色とし、屋根の色彩との調和が図られたものであること。ただし、町屋や蔵など地域の伝統建築の意匠であつて、その意匠として漆喰塗り（白色）を用いる場合はこの限りではない。

② 修景緑化方法

別紙3修景緑化指針に適合するものであること。

(2) 道路

全地区

- ① 基本方針
主要展望地及び海上からの眺望を著しく改変しないものとする。また、設計に際しては、風致・景観上の支障を軽減するよう以下の点に留意する。
- ② 法面の処理
擁壁を設置することが不可欠である法面を除き、原則として永続性のある緑化工により緑化すること。この場合、法面の安定のため法枠工、緑化ウォール等の構造物を緑化工と併用することは差し支えないものとする。
通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。モルタル吹付は、通行の安全上、代替工法がないと認められる場合に限り行うものとし、可能な限りツル性植物等により緑化をするものとする。
- ア 落石防護柵及び落石防護ネット
亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか又は灰色若しくはこげ茶色に塗装する。
- イ 擁壁
できる限り自然石を用いるものとするが、やむを得ずコンクリートブロック積み又はコンクリート擁壁とする場合は、自然石に模した表面仕上げとする。ただし、公園利用者から見えないうち場所にあつてはこの限りではない。
- ③ 交通安全柵
極力ガードケーブルを用いることとする。やむを得ずガードレールを使用する場合は、亜鉛メッキ仕上げ又は海上若しくは展望地から遠望される面及び支柱を灰色若しくはこげ茶色に塗装するものとする。

(2) 道路

- ① 法面等の処理
道路法面は、擁壁等を設置することが不可欠である場合を除き、永続性のある緑化工により緑化すること。
緑化に際しては、擁壁工、法枠工及び緑化ウォール工等の構造物を緑化工と併用することも可とする。
通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等風致景観上の支障の軽減を図ることができる工法により対処されるものであること。ただし、通行の安全上、モルタル吹付以外の代替工法がないと認められる場合は、必要に応じてセメントの明度を下げるか、ツル性植物等により緑化を行う等風致景観上の支障を軽減する措置がとられるものに限り、モルタル吹付を認める。
- ア 落石防護柵及び落石防護ネット
亜鉛メッキ仕上げのもの若しくは、灰色又は焦げ茶色塗装のものであること。
- イ 擁壁
原則として現地産自然石と同種の自然石を用いるものとする。やむを得ずコンクリートブロック積み又はコンクリート擁壁とする場合は、自然石を模した表面仕上げとするものであること。
ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。
- ② 交通安全柵
特に交通安全上の問題がない限りガードパイプ又はガードロープとし、その色彩は亜鉛メッキ仕上げのもの若しくは、焦げ茶色又は灰色塗装のものであること。やむを得ずガードレールを使用する場合は、亜鉛メッキ仕上げのもの若しくは、焦げ茶色又は灰色塗装のものであること。
ただし、公園利用施設等から望見されない場所及び路上からの風致景観に配慮する必要のない場所にあつては、この限りでない。

- ④ 廃道及び跡地の整理
道路改良等により廃道となる部分及び工事跡地は速やかに整理し、待避所等に活用される場所を除き速やかに修景緑化を行う。
- ⑤ 残土処理方法
原則として国立公園外に搬出する。
- ⑥ 修景緑化方法
別紙2「修景緑化指針」による。

- ③ 廃道敷及び工事跡地の整理
道路改良等により廃道となる部分及び工事跡地は待避所等に活用される場所を除き、舗装を除去した上で速やかに修景緑化が行われるものであること。
- ④ 残土処理方法
原則として国立公園区域外に搬出し、適正に処理する。
ただし、国立公園内の許可を得た又は届出を行った行為に流用するものは、この限りではない。
- ⑤ 修景緑化方法
別紙3 修景緑化指針に適合するものであること。

附帯施設の取扱い

附帯施設の設置は、その規模や数量が必要最小限と認められるものであること。また、公園利用施設及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意された位置・色彩であること。

(3) 鉄塔・
アンテナ

全地区

- ① 基本方針
主要展望地及び海上からの眺望を著しく改変しないものとする。また、設計に際しては、風致・景観上の支障を軽減するよう以下の点に留意する。特に新設の場合は、事前にその必要性、場所の選定、風致・景観上の支障等について十分な検討を行う。
- ② 位置
ア 主要展望対象又は、主要展望地からの眺望を阻害する位置は避ける。
イ 主要利用地点から極力望見されない位置とする。
- ③ 色彩
主要展望地から見た場合に稜線をこえない場合は、こげ茶色系とし、稜線を越える場合は、亜鉛メッキ仕上げ又は、灰色系とする。
なお、航空障害対策は塗色でなく、標識灯の設置によるものとする。

(3) 鉄塔・
アンテナ

- ① 基本方針
設計にあたって、設計に際して事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致景観上の影響等が十分に検討されているか審査する。
- ② 位置
ア 主要展望対象及び主要展望地からの展望又は眺望を阻害する位置に設置されるものでないこと。
イ 公園利用施設等から極力望見されない位置に設置されるものであること。
- ③ 材料、色彩
公園利用施設等から見た場合に稜線を越えない場合は焦げ茶色塗装で、稜線を越える場合は亜鉛メッキ仕上げのものまたは灰色塗装であること。航空障害対策を講じなければならない場合は原則として塗色でなく、極力標識灯の設置によるものであること。
また、既存施設で既に塗装しているものは、可能な限り塗り替えの際、標識灯による航空障害対策に切り替えるものとする。

(4) 電柱	全地区	<p>① 基本方針 主要展望地及び海上からの眺望を著しく改変しないものとする。また、設計に際しては、風致・景観上の支障を軽減するよう以下の点に留意する。特に新設の場合は、事前にその必要性、場所の選定、風致・景観上の支障等について十分な検討を行う。</p> <p>② 位置 主要展望対象又は、主要展望地からの眺望を阻害する位置は避ける。</p> <p>③ 色彩 原則として、コンクリート柱はそのままの色、鋼管柱及び鋼板柱は亜鉛メッキ仕上げとするが、暗い林内においては、こげ茶色に塗装するなど付近の状況になるべくとけこむ色彩を採用する。</p> <p>④ 共架 電力、電話線が並行する場合は共架を原則とする。</p> <p>⑤ 地下埋設 主要利用拠点周辺では、可能な限り地下埋設とする。</p> <p>⑥ 広告物 営業広告物の掲出又は設置は認めない。</p>
--------	-----	---

(4) 電柱	<p>① 基本方針 新設にあたっては、設計に際して事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致景観上の影響等が十分に検討されているかに留意する。</p> <p>② 位置 ア 主要展望対象及び公園利用施設等からの展望又は眺望を阻害する位置に設置されるものでないこと。 イ 公園利用施設等から極力望見されない位置に設置されるものであること。</p> <p>③ 材料、色彩 原則として、コンクリート柱は素地色、鋼管柱及び鋼板柱は亜鉛メッキ仕上げのものであること。ただし、林内においては付近の状況にとけこむよう焦げ茶色に塗装されるものであること。</p> <p>④ 共架 電力、電話線が並行する場合は共架されることを原則とし、既存のものは建て替え等の際に可能な限り共架を図る。ただし、共架により風致景観上の支障が大きくなる場合や重大な管理上の支障がある場合にはこの限りではない。</p> <p>⑤ 地下埋設等 公園利用施設等の周辺及び集団施設地区等公園利用上特に重要な場所にあつては、架線の設置は避け、可能な限り地下埋設化またはルート変更を図る。</p> <p>⑥ 広告物 営業広告物の掲出又表示が行われるものでないこと。</p>
--------	---

(5) 治山・砂防施設	全地区	<p>① 基本方針 主要展望地及び海上からの眺望を著しく改変しないものとする。特に新設の場合は、事前にその必要性、風致・景観上の支障、利用動線への影響等を十分検討する。</p> <p>② 色彩 公園利用者の目につきやすい場所にあつては、自然石を使用するか又は自然石に模した表面仕上げとする。落石防止柵については、亜鉛メッキ仕上げとするか又は灰色若しくはこげ茶色に塗装する。</p>
(6) 海岸保全施設	全地区	<p>① 位置 自然海岸への設置は認めない。ただし災害が発生し、放置すればさらに被害が広まることが確実と認められる場合については、この限りではない。</p> <p>② 色彩 公園利用者の目につきやすい場所にあつては、自然石を使用するか又は自然石に模した表面仕上げとする。</p>

(5) 治山・砂防施設	<p>① 基本方針 新設にあつては、設計に際して事前にその必要性、風致景観上の支障、公園利用動線への影響等を十分検討されているか留意する。</p> <p>② 材料、色彩 現地産自然石と同種の自然石による石積み、自然石を模した表面仕上げのものであること。ただし、公園利用施設等から望見されない場所及び施工上困難と認められる場合にあつては、この限りでない。 落石防護柵については、亜鉛メッキ仕上げのもの若しくは灰色又は焦げ茶色塗装であること。ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。</p>
(6) 海岸保全施設	<p>① 基本方針 自然海岸への設置については、瀬戸内海国立公園指定理由である多島海景観に著しい支障を及ぼすため、認めない。ただし、既に災害や浸食を受け、又は受けるおそれが極めて大きい場合であつて、他の方法によっては防災及び海岸環境の保全の目的を達成することができない場合は、この限りではない。 なお、設置する場合は、下記に留意するものとする。 ア 埋立てを伴わないものであること。 イ 離岸堤は可能な限り潜堤とすること。 ウ 原則として、突堤は自然石積みとし、可能な限り潜堤であること。公園利用施設等及び海上からの眺望に著しく支障を与えないこと。 エ 施設の設置によって生じる潮流等の変化が、周辺海岸に著しい支障を及ぼさないことを明らかにすること。</p> <p>② 材料、色彩 現地産自然石と同種の自然石による石積み又は自然石を模した表面仕上げのものであること。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。</p>

<p>(7) 海岸環境 保全事業 施設</p>	<p>全地区</p>	<p>① 基本方針 第2、3種特別地域内の自然海岸における設置については、災害又は浸食を受けている場合又は受けるおそれが極めて大きい場合であって、他の方法によっては、防災の目的を達成することができないと認められる場合以外は、原則として認めない。やむを得ず設置する場合は下記に留意すること。</p> <p>② 設置方法 ア 埋立を伴わないものであること。 イ 離岸堤は可能な限り潜堤とすること。 ウ 原則として、突堤は自然石積みとし、可能な限り潜堤とする。</p> <p>③ 色彩 公園利用者の目につきやすい場所にあつては、自然石を使用するか又は自然石に模した表面仕上げとする。</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>
---------------------------------	------------	--	-------------	-------------

2 木竹の伐採	全地区	<p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「同（国有林の取扱い）」（昭和48年8月15日環自企第616号）を基本とし、地域の風致・景観に配慮した施業とする。</p>
3 土石の採取	西島(家島町)	<p>① 基本方針 国立公園指定以前から生業として行われており、風致・景観上の支障とならないよう配慮する。</p> <p>② 既存の採石権の設定区域における継続事業についての取扱いは、下記のとおりとする。 ア 採取期間は、5年とし、これを越えて採取する場合は、更新手続きを行うこと。 イ 最終残壁となる法面については、郷土産の植物により緑化を行うこと。この場合、原則として保存した表土を客土として利用すること。 ウ アの更新手続きは、最終残壁となる法面の適正な緑化履行を確認できた場合に限り行うものとする。</p> <p>③ 新たに採石権の設定を行う場合、又は、既存の隣接する複数の採石権の設定区域を統合する等採石権の設定区域を変更する場合については、取扱いを下記のとおりとする。 ア 主要展望地から見た採石後の景観が従前より好ましい状態となることを条件とする（事業者において、事前に総合調査を行う。）。 イ 修景植栽の履行が担保されることを条件とする。 ウ 修景植栽の方法は、②イに同じ。</p>

2 木竹の伐採	<p>基本方針 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「同（国有林の取扱い）」（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本とし、地域の風致景観に配慮した施業とする。 良好な照葉樹林または地域を特徴づける貴重な野生動植物の生息地及びその周辺等においての伐採は極力避けること。</p>
3 土石の採取 (露天掘り) 西島(姫路市)のみ	<p>① 基本方針 国立公園指定以前から生業として行われている地域であるが、風致景観上の支障を最小限とするよう、以下の点に留意する。</p> <p>② 既存の採石権の設定区域における継続事業についての取扱いは、下記のとおりとする。 ア 採取期間は5年とし、これをこえて採取する場合は更新手続きを行うものであること。 イ 最終残壁となる法面については、郷土産在来種の植物により緑化を行うものであること。この場合、原則として保存した表土を客土として利用するものであること。ただし、客土量が不十分になる等、保存表土のみでは適切な客土が行えない場合等についてはこの限りではない。 ウ アの更新手続きは、最終残壁となる法面の適正な修景緑化の履行を確認できた場合に限り行うものであること。</p> <p>③ 新たに採石権の設定を行う場合または既存の隣接する複数の採石権の設定区域を統合する等採石権の特定区域を変更する場合については、取扱いを下記のとおりとする。 ア 主要な展望地から見た採石後の風致景観が従前より好ましい状態となることを条件とするものであること（事業者において、事前に総合調査を行う。）。 イ 修景緑化の履行が担保されることを条件とするものであること。 ウ 修景緑化の方法は、②イに同じ。</p>

4 広告物の設置	全地区	<p>① 基本方針 広告物の設置に当たっては、色彩、デザイン等が周辺の風致・景観と調和するよう取扱いを下記のとおりとする。</p> <p>② 営業用広告物 使用する色彩は、白、黒、緑、青、茶系色のうち、3色以内とし、できる限り落ちついた色調とする。</p> <p>③指導標識・案内板 ア 乱立は避け、必要最小限とする。またデザインを統一し、表示板の色彩はこげ茶色、文字は白色を基本とする。 イ 案内図には、白色以外の使用も認めるが、必要最小限の使用にとどめる。</p>
----------	-----	--

4 広告物の設置	<p>① 営業用広告物 使用する色彩は、白、黒、緑、青、茶系色のうち3色以内を使用すること。電柱への広告物の掲出又は表示は認めない。</p> <p>② 誘導標識、地区案内板 ア 誘導標識は、乱立を避け、複数設置される場合は極力統合が図られたものであること。意匠統一され、表示板の色彩は焦げ茶色、文字は白色を基本とする。 イ 案内図の色彩の種類は、必要最小限の使用にとどめられたものであること。</p> <p>③ その他の広告物 上記①及び②に準じて、風致景観の保護上支障のないよう配慮されたものであること。</p>
----------	---

5 水面の埋立	全地区	<p>海面と一体となって優れた風致・景観を構成する自然海岸は、瀬戸内海国立公園の風致・景観の重要な要素をなすものであるため、適正な保護を図るため水面の埋立てについては、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>① 特別地域及びその地先水面の埋立て</p> <p>ア 原則として許可しないものとする。 ただし、次の各号の要件に該当する場合にあってはこの限りではない。</p> <p>(ア) 地域住民の日常生活に必要なもの及び農業もしくは漁業用に供されるものであって、必要性が高く、かつ、他に適地がないと認められる場合。</p> <p>(イ) 既に人工海岸、半自然海岸になっていて、その地先で養浜を行う等、自然景観の回復を目的とする場合。</p> <p>(ウ) 陸上部に人工的施設が多数密集するなど、自然状態が著しく改変されている場合。</p> <p>イ 必要に応じて自然環境等に与える影響を調査し、風致景観への著しい支障がないよう適正な措置を講ずるものとする。</p> <p>ウ 埋立工事に伴う濁水が周辺海域へ拡散しない工法とする。</p> <p>② 普通地域内水面の埋立て 別紙3「瀬戸内海国立公園普通地域（海面）内における水面の埋立て取扱い上の留意事項」によるものとする。</p>
---------	-----	--

5 水面の埋立	<p>① 基本方針 海面と一体となって優れた景観を構成する自然海岸は、瀬戸内海国立公園の風致の重要な要素をなすものであるため、適正な保護を図るため、水面の埋立ての取扱方針及び措置命令の処理基準については、別紙1「瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱方針」によるものとする。</p> <p>② 特別地域地先水面の埋立て</p> <p>ア 原則として許可しない。ただし、次の各号の要件に該当する場合にあってはこの限りではない。</p> <p>(a) 地域住民の日常生活に必要なもの及び農業もしくは漁業用に供されるものであって、必要性が高くかつ他に適地がないと認められる場合。</p> <p>(b) 既に人工海岸もしくは半自然海岸になっていて、その地先で養浜を行う等、自然景観の回復を目的とする場合。</p> <p>イ 自然環境等に与える影響を調査し、風致景観への著しい支障がないよう適正な措置が講じられるものであること。</p> <p>ウ 公園利用者の目につきやすい場所にある護岸等の工作物は、自然石又はそれに模したブロック仕上げとする等、風致景観上の支障の軽減が図られるものであること。</p> <p>エ 埋立工事に伴う濁水が周辺海域へ拡散しない工法によるものであること。</p>
---------	--

6 その他 (1) マリーナ	全地区	工作物及び水面の埋立てに関する取扱方針によるほか、別紙4「瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針」によるものとする。
(2) ゴルフ場の造成		「国立公園内普通地域内におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」(平成2年6月1日環自保第343号)のとおりとする。

6 その他 (1) マリーナ	基本方針 1 「工作物の新築、改築、増築」及び5 「水面の埋立て」に関する取扱方針によるほか、別紙2「瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針」によるものとする。
(2) ゴルフ場の造成	「国立公園内普通地域内におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」(平成2年6月1日環自保第343号)によるものとする。

(別記) 瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例
平成 12 年 10 月 3 日付け環境庁告示第 67 号
西播地域関係地区のみ掲載

1 西島地区 兵庫県須磨郡家 島町大字坊勢及 び大字真浦の各 一部（現姫路市 家島町）	西島地区内において行われる規則第十一条第十七項に規定する行為については、同項中「次のいずれか」とあるのは「第一号から第四号までに掲げるとおり」と、同項第一号中「法第二十条第三項等の規定による許可を受け、又は法第二十条第六項等の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（第二号又は第四号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に掲げる基準」とあるのは「イ及びニ」と読み替えて、同項の規定を適用する。
2 黒崎地区 兵庫県揖保郡御 津町大字黒崎の 一部（現たつの 市御津町）	黒崎地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「第一号から第三号まで及び第十一号に掲げるとおり」と、同項第二号中「十メートル」とあるのは「十三メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。 2 黒崎地区内において行われる規則第十一条第五項に規定する行為については、同項中「前項第一号及び第二号」とあるのは「前項第一号及び瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件（平成十二年十月環境庁告示第六十七号）第九条第一項の規定により読み替えられた第四項第二号」と、「次のとおり」とあるのは「第一号に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。 3 黒崎地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「並びに第四項第七号及び第九号から第十一号まで」とあるのは「及び第四項第十一号」と、「次の」とあるのは「第一号に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

<p>3 室津地ノ濱地区 兵庫県揖保郡御津町大字室津の一部（現たつの市御津町）</p>	<p>室津池ノ濱地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの又は水産食料品製造業を営むために必要な建築物の新築、改築若しくは増築であつて第一項第二号から第五号までに掲げる基準に適合するもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>
<p>4 大浦地区 兵庫県揖保郡御津町大字室津の一部（現たつの市御津町）</p>	<p>大浦地区において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「第一号から第三号までに掲げるとおり」と、同項第二号中「十メートル」とあるのは「十三メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>2 大浦地区において行われる規則第十一条第五項に規定する行為については、同項中「前項第一号及び第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする」とあるのは、「前項第一号及び瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件（平成十二年十月環境庁告示第六十七号）第十一条第一項の規定により読み替えられた第四項第二号の規定の例による」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>3 大浦地区において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「第五号まで並びに第四項第七号及び第九号から第十一号までの規定の例によるほか、次の」とあるのは、「第五号までの規定の例によるほか、第一号に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>

2 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業及び国定公園事業取扱要領（平成6年9月30日環自計第174号、環自国第541号）」によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領（平成22年4月1日付け環自国発第100401003号自然環境局長通知）」（以下「事業取扱要領」という）によるほか、下記の取扱方針による。（一部重複して記載している事項を含む）。

事業の種類	取扱方針
全ての事業	<p>基本方針</p> <p>公園事業の執行にあたっては、以下について留意するとともに、各項に掲げる要件に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観及び人文景観を損なわない。 ・公園利用施設等及び海上からの眺望を損なわない。 ・貴重な野生動植物の生息・生育地内での行為は極力避ける。やむを得ず行為を行う場合は、その生育地等の分断等行為による影響を考慮し、代替措置を講ずる。 ・附帯施設の規模及び数量は、想定される利用に見合った適切なものとし、設置する場合は、公園利用施設等及び海上からの眺望に著しく支障を与えないような位置・色彩となるよう留意する。 ・附帯施設としての案内板、解説板等の設置にあたっては、利用性及び管理面を考慮した上で適切に配置し、必要な箇所には外国語を併記する。 ・土地の造成、木竹の伐採等が発生する場合は、これらによる風致景観上の支障が小さいものであること。 ・当該地の地形等を活用したものであること。 ・附帯施設も含め、可能な限りユニバーサルデザインを採用するものとし、安全配慮策を講ずること。また、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置するとともに、既存施設についても快適な環境が保持できるよう配慮する。

<p>1 道路 (車道)</p>	<p>全線</p>	<p>① 基本方針 主要展望地及び海上からの眺望を著しく改変しないものとする。また、設計に際しては、風致・景観上の影響を軽減するよう以下の点に留意する。</p> <p>② 法面の処理 擁壁を設置することが不可欠である区間を除き、原則として永続性のある緑化工により緑化すること。この場合、法面の安定のため法枠工、緑化ウォール等の構造物を緑化工と併用することは差し支えないものとする。 通常の緑化が不可欠の法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防止ネット等により対処する。モルタル吹付は、交通の安全上、代替工法がないと認められる場合に限り行うものとし、可能な限りツル性植物等により緑化をするものとする。</p> <p>ア 落石防止柵及び落石防止ネット 亜鉛メッキ仕上げものを使用するか又は灰色若しくはこげ茶色に塗装する。</p> <p>イ 擁壁 できる限り自然石を用いるものとするが、やむを得ずコンクリートブロック積み又はコンクリート擁壁とする場合は、自然石に模した表面仕上げとする。 ただし、公園利用者から見えない場所にあつては、この限りではない。</p> <p>③ 交通安全柵 極力ガードケーブルを用いることとする。やむを得ずガードレールを使用する場合は、亜鉛メッキ仕上げ又は海上若しくは展望地から遠望される面及び支柱を灰色若しくはこげ茶色に塗装するものとする。</p>	<p>1 道路(車道)</p>	<p>① 法面の処理方法 原則として永続性のある緑化工により緑化するものとする。この場合、法面の安定のため擁壁工、法枠工、緑化ウォール等の構造物を緑化工と併用することは差し支えないものとする。 通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。ただし、交通の安全上、モルタル吹付以外の代替工法がないと認められる場合は、可能な限りつる性植物等により緑化をするものとする。</p> <p>ア 落石防護柵及び落石防護ネット 亜鉛メッキ仕上げのもの又は灰色若しくは焦げ茶色に塗装する。</p> <p>イ 擁壁 現地産自然石及び同種の自然石による石積み又は自然石を模した表面仕上げとする。やむを得ない理由で化粧型枠を使用する場合は、明度を下げること等により風致保護上の支障の軽減を図ることとする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。</p> <p>② 交通安全柵 特に交通安全上の問題がない限りガードパイプ又はガードロープを用いることとし、その色彩は亜鉛メッキ仕上げまたは焦げ茶色もしくは灰色とする。やむを得ずガードレールを使用する場合は、亜鉛メッキ仕上げまたは焦げ茶色若しくは灰色に塗装するものとする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。</p>
----------------------	-----------	--	-----------------	--

- ④ 廃道敷及び跡地の整理
道路改良等により廃道となる部分及び工事跡地は速やかに整理し、待避所等に活用される場所を除き速やかに修景緑化を行う。
- ⑤ 残土処理方法
原則として国立公園外に搬出する。
- ⑥ 管理方針
くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみ持ち帰り運動を推進する。また、危険箇所の点検及び草刈り、清掃等を定期的実施する。
- ⑦ 修景緑化方法
別紙2「修景緑化指針」による。

- ③ 廃道敷及び工事跡地の整理
道路改良等により廃道となる部分及び工事跡地は速やかに整理し、待避所等に活用される場所を除き速やかに舗装を除去した上で修景緑化を行う。
- ④ 残土処理方法
原則として国立公園区域外に搬出し、適切に処理する。ただし、国立公園内の許可を得た又は届出を行った行為に流用するものは、この限りではない。
- ⑤ 修景緑化方法
別紙3 修景緑化指針に適合するものであること。
- ⑥ 附帯施設の取扱い
建築物の意匠、色彩及び構造は、3 宿舍③に準ずる。また、既存の展望地においてユニバーサルデザインを用いることが困難な場合には、代替展望地の設置も視野に入れること。
- ⑦ 通景の確保
道路沿線の眺望が優れた箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い、抜き伐り等を行い、通景の確保に配慮する。
- ⑧ 管理運営方法
ゴミ箱、吸い殻入れ等は、十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。
また管理者は、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。

2 道路 (歩道)	全線	<p>① 基本方針 人と自然とのふれあいを高めることを目的とした歩道とし、利用者の安全確保や侵食防止のための整備を中心とする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い 案内板、解説板及び道標等は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置するものとし、周辺の自然と調和したデザインとする。</p> <p>③ 通景線の確保 展望のすぐれた箇所については、通景線の確保に配慮する。</p> <p>④ 管理方針 ア くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみ持ち帰り運動を推進するものとする。 また、危険箇所の点検及び草刈り、清掃等を定期的実施するものとする。 イ 樹木で視界が遮断されないよう主要展望地は、適宜枝葉の伐採等を行う。</p>
--------------	----	--

2 道路(歩道)	<p>① 基本方針 人と自然とのふれあいを高めることを目的とした歩道を整備するものとし、整備に当たっては利用者の安全確保や侵食防止等に配慮する。</p> <p>② 附帯施設の取扱い 建築物の意匠、色彩及び構造は、3 宿舎③に準ずる。また、既存の展望地においてユニバーサルデザインを用いることが困難な場合には、代替展望地の設置も視野に入れること。</p> <p>③ 通景の確保 道路沿線の眺望が優れた箇所については、展望を確保するため、枝払い等適切な措置を行い、通景の確保に配慮する。</p> <p>④ 管理運営方法 ゴミ箱、吸い殻入れ等は、十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 また管理者は、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。</p>
----------	--

3 宿舎	全地区	<p>① 基本方針</p> <p>主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望を損なわないよう留意する。また、海岸線に優れた松林を有している地区においては、海岸線からの後退を図り、あるいは稜線を切らないなどの風致・景観上支障の大きい場所は避けること。</p> <p>さらに、急傾斜地を避けるとともに、落石、土砂崩れ等がないよう十分配慮を行うこと。</p> <p>なお、宿舎事業として判断する基準は、宿泊の用に供する建物のうち次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 旅館業法による許可を得たもの、又は得る見込みのあるもの</p> <p>イ 宿泊収容力が20人/日以上のもの</p> <p>② 高さ</p> <p>建築物（地上に露出する部分の最高部と最低地盤との差（高架水槽、昇降機等建築物の管理又は機能上特に必要と認められるものを除く））の高さは、20m以下とし、既に20mを超えるものについては、増改築の場合既存の高さをこえないものとする。</p> <p>③ 外観意匠</p> <p>ア 基本的な考え方</p> <p>奇抜なデザインは避け、自然公園にふさわしい落ちついた外観意匠とする。</p> <p>イ 屋根の形態</p> <p>原則として切妻、寄棟、又は入母屋等の勾配屋根とする。</p> <p>なお、勾配屋根は10分の3以上とするが、著しい急勾配の屋根は避ける。</p> <p>また、現在勾配屋根でない建築物については、増改築等に際し、勾配屋根か傾斜パラペットの設置を指導する。</p>
------	-----	---

3 宿舎	<p>① 基本方針</p> <p>宿舎事業として判断する基準は、宿泊の用に供する建物のうち次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 旅館業法による許可を得たものまたは得る見込みのあるもの。</p> <p>イ 宿泊収容力が20人/日以上のもの。</p> <p>ウ 不特定多数の者の利用に供するもの。</p> <p>② 高さ</p> <p>建築物（地上に露出する部分の最高部と最低地盤との差（高架水槽、昇降機等建築物の管理または機能上特に必要と認められるものを除く。）の高さは、20m以下とし、既に20mをこえるものについては、増改築に際して既存の高さをこえないものとする。</p> <p>③ 意匠、色彩及び構造</p> <p>ア 基本的な考え方</p> <p>奇抜な意匠は避け、自然公園にふさわしい落ちついた外観意匠とし、周囲の風致景観に調和した色彩を用いることを基本とする。</p> <p>イ 屋根の形態</p> <p>切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根とし、屋根勾配は10分の3以上とする。なお、著しい急勾配の屋根は避けるものとするが、敷地を同一とした母屋と必要不可分な車庫や倉庫等の小規模な建築物（建築面積10㎡以下とする）にあつてはこの限りではない。</p> <p>また、現在勾配屋根でない建築物については、増改築等に際し、増改築部分については勾配屋根又は傾斜パラペットを設置するものとする。</p>
------	---

ウ 屋根の色彩

屋根あるいは傾斜パラペットについては、こげ茶系(着色の処理をしていない銅板葺を含む。)、暗緑色系(緑青のついた銅板葺を含む。)又は暗灰色系とする。

エ 壁面の色彩

茶系統、グレー系統、ベージュ系統色又は木材等の自然の素材のままの色彩とし、屋根の色彩との調和を図る。

④ 附帯施設の取扱い

テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱いについて」(昭和57年5月7日 環自保第138号)による。

⑤ 修景緑化方法

別紙2「修景緑化指針」による。

ウ 屋根の色彩

屋根またはパラペットについては、焦げ茶系色(着色の処理をしていない銅板葺を含む。)、暗緑系色(緑青のついた銅板葺を含む。)または暗灰色系とする。

エ 壁面の色彩

茶系色、灰色系色、ベージュ系色もしくは木材等の自然の素材の色とし、屋根の色彩との調和を図り、風景に溶け込ませるものとする。

町屋や蔵など地域の伝統建築の意匠を用いる場合は漆喰塗り(白色)も可とする。

④ 修景緑化方法

別紙3 修景緑化指針に適合するものであること。

⑤ 附帯施設の取扱い

テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日 環自保第138号保護管理課長通知)による。

駐車場や浄化槽等を設置する場合は、各施設の収容力に応じた適切な規模を確保すること。

4 園地	全地区	<p>① 基本方針 海浜、樹林地、展望地などの各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等、人と自然とのふれあいが高まるよう配慮するものとする。</p> <p>② 付帯施設の取扱い ア 休憩舎、展望施設、トイレ等の付帯施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置する。 イ 自然に対する理解を深めるとともに利用の効果を高めるため、案内板、解説板及び指導標等を適切に配置する。 ウ 屋根はできる限り勾配屋根とし、施設の規模は過大とならないよう留意する。 なお、建築物のデザイン等は、3 宿舍、③、イ～エに準ずる。 エ 展望施設については、立地条件を生かすことによりできる限り平屋建てとする。</p> <p>③ 管理方針 ア 危険箇所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全を図る。 イ くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p>
------	-----	--

4 園地	<p>① 基本方針 展望地、海浜、樹林地等の各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、風景観賞、自然探勝、散策等、人と自然とのふれあいを高めるよう配慮する。施設の規模は必要最小限とし、周辺の自然と調和した意匠とする。特に展望地においては、防護柵、標識、案内板等が展望を阻害することのないよう、設置について十分配慮する。</p> <p>② 付帯施設の取扱い ア 休憩舎、展望施設、トイレ等の付帯施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置する。 イ 自然に対する理解を深めるとともに利用の効果を高めるため、案内板、解説板、指導標等を適切に配置し、必要な箇所には外国語を併記する。 ウ 展望施設については、できる限り平屋建てとする。 エ 展望台等の特別な用途の建築物を除き、建築物の意匠、色彩及び構造は3 宿舍③に準ずる。</p> <p>④ 通景の確保 優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い、抜き伐り等を行い、通景の確保に配慮する。</p> <p>⑤ 管理運営方法 ゴミ箱、吸い殻入れ等は、十分な管理及び回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。また設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。このほか、管理者は危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。</p>
------	--

5 野営場	全地区	<p>① 基本方針 海浜地、山間部等の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝や海浜利用等人と自然のふれあいが高まるように配慮する。</p> <p>② 施設の取扱い ア 施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置する。また、既存施設についても快適な環境が保持できるよう配慮する。 イ 建築物のデザイン等は、3 宿舎、③、イ～エに準ずる。</p> <p>③ 管理方針 ア 瀬戸内海は、山火事が多いため、炊飯に伴う火気及びたばこの投げ捨て等について十分注意するよう利用者に徹底させる。 イ 残飯等のごみは、ごみ捨て場を指定し十分な管理と回収を行う。 ウ 安全管理（枯損木等）を十分に行う。</p>
6 休憩所	全地区	<p>① 基本方針 利用者が快適に利用できる整備及び管理を行い、利用者へ情報等の提供を行う。</p> <p>② 施設の取扱い ア 施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置する。また、既存施設についても快適な環境が保持できるよう配慮する。 イ 建築物のデザイン等は、3 宿舎、③、イ～エに準ずる。</p> <p>③ 管理方針 くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p>

5 野営場	<p>① 基本方針 海浜地、山間部等の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝や海浜利用等を通じて人と自然のふれあいを高めるように配慮する。</p> <p>② 附帯施設の取扱い 建築物の意匠、色彩及び構造は、3 宿舎③に準ずる。ただし、例年季節的に仮設する建築物については、この限りではない。</p> <p>③ 管理運営方法 ア 残飯等のごみは、ごみ捨て場を指定し十分な管理と回収を行う。 イ 本地域は山火事が多いため、利用に伴う火気に十分注意するよう利用者を啓発する。 ウ ゴミ箱、吸い殻入れ等は、十分な管理及び回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。また設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。このほか、管理者は危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。 エ 安全管理（枯損木等の処理等）を十分に行う。</p>
6 休憩所	<p>① 基本方針 利用者が快適に利用できるよう整備及び管理を行う。また、利用者へ情報等の提供を行う。</p> <p>② 附帯施設の取扱い 建築物の意匠等は、3 宿舎③に準ずる。</p> <p>③ 管理運営方針 ゴミ箱、吸い殻入れ等は十分な管理及び回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。また、設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。このほか、管理者は危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。</p>

7 水泳場	全地区	<p>① 基本方針 海浜地の特性に応じた整備及び管理を行い、海浜利用等人と自然のふれあいが高まるように配慮する。</p> <p>② 施設の取扱い ア 施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置する。 イ 建築物のデザイン等は、3 宿舍、③、イ〜エに準ずる。</p> <p>③ 管理方針 くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p>
8 舟遊場	全地区	<p>① 基本方針 海洋レクリエーションのための栈橋を整備する。</p> <p>② 施設の取扱い ア 海岸線を著しく改変しないよう配慮した整備内容とし、極力埋立は行わない。 イ 施設規模は、過大とならないよう必要最小限とする。 ウ 台風等で船が漂流しないよう船庫等の管理施設の充実を図る。 エ 船の維持管理上による汚水または排水を直接海へ放流しない。 オ 建築物のデザイン等は、3 宿舍、③、イ〜エに準ずる。</p> <p>③ 管理方針 くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p>

7 水泳場	<p>① 基本方針 海岸の特性に応じた施設の整備及び管理を行い、人と自然のふれあいを高めるように配慮するものとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い 建築物の意匠等は、3 宿舍③に準ずる。ただし、例年季節的に仮設する建築物については、この限りではない。</p> <p>③ 管理運営方法 ゴミ箱、吸い殻入れ等は、十分な管理及び回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。また、設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 このほか、管理者は危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的に実施する。</p>
8 舟遊場	<p>① 基本方針 海洋レクリエーションのための栈橋を整備する。</p> <p>② 施設の取扱い ア 海岸線を著しく改変しないよう配慮した整備内容とし、極力埋立は行わない。 イ 施設規模は、過大とならないよう必要最小限とする。 ウ 台風等で船が漂流しないよう船庫等の管理施設の充実を図る。 エ 船の維持管理上による汚水または排水を直接海へ放流しない。 オ 建築物の設置が必要となる場合、その意匠等は、3 宿舍③に準ずる。</p> <p>③ 管理方針 ゴミ箱、吸い殻入れ等は十分な管理及び回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。また、設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。このほか、管理者は危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。</p>